

● 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の取得について

各 位

令和3年6月10日

高知信用金庫（理事長 山崎 久留美）は令和3年3月2日、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な事業主として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」に基づき、厚生労働大臣の「えるぼし」認定を取得いたしました。

当金庫は、女性の活躍に関する5項目の基準のうち、「採用」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の4項目の基準を満たしたことから、第2段階目の認定を受けました。

本認定は、平成28年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定および届出を行った事業主のうち、厚生労働省により定められた一定の基準を満たした事業主が受けられるものです。

当金庫は、平成25年度から「ファミリー支援プログラム」を創設し、家族手当や育児休暇制度、育児休暇明け職員への職場復帰サポート研修制度など、仕事と子育ての両立支援や、女性の能力発揮推進のための施策を拡充するなど、すべての職員が自分の能力を十分に発揮し、いきいきと働ける職場環境創りに取り組んでおります。

今後も当金庫は、職員とそこそご家族の暮らしを支えるための制度充実を図り、働きやすい職場環境、職員のご家族に応援いただける職場環境創りに取り組んで参ります。

女性活躍推進法に基づく認定
「えるぼし」マーク（第2段階）



以 上